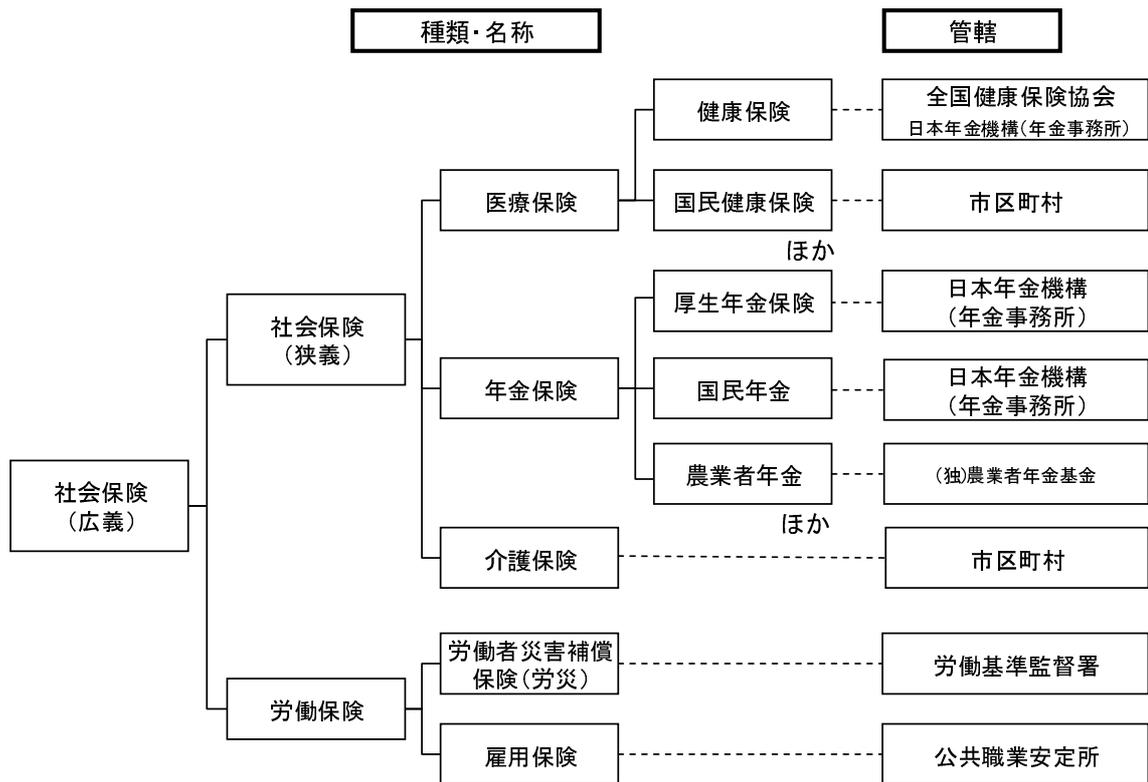


1 社会保険制度

(1) 社会保険制度

社会保険制度とは、政府や公的機関が管理監督者となって行なっている社会保険事業で、病気、ケガ、身体の障害、死亡、老齢、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事象に遭遇した場合に一定の給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした、強制加入の保険制度です。



図Ⅶ-1 社会保険の分類

社会保険（狭義）とは、医療保険と年金保険及び介護保険の総称です。

社会保険（狭義）は、労働者を対象とする健康保険、厚生年金保険と、労働者以外を対象とする国民健康保険、国民年金に大別されます。

健康保険は、労働者及び被扶養者の疾病、負傷、死亡、出産に対し、また、厚生年金保険は、労働者の老齢、障害、死亡に対し保険給付されます。ただし、就業中、通勤途上の災害などによるケガや病気は、労災保険から給付されるので対象外です。

一方、国民健康保険、国民年金は、主に労働者以外の者の疾病、負傷、死亡、出産及び老齢、障害、死亡に対し保険給付されるものです。

なお、農業者年金とは、国民年金の被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乘せした任意加入の公的な年金制度です。

(2) 労働保険と社会保険

通常、民間会社等の法人が従業員を雇った場合に加入しなければならない労働・社会保険は、労災保険（労働者災害補償保険）・雇用保険・健康保険・厚生年金保険の4種類の公的保険です。

農業の場合は法人事業者であれば上記の公的保険は強制加入となります。

表Ⅶ-2 主な公的保険の種類

		労働保険		社会保険				
保険種類	労災保険	雇用保険	健康保険		厚生年金保険	国民健康保険		国民年金
対象	労働者		法人の事業主と労働者			個人事業の事業主と労働者		
保険者	政府		全国健康保険協会	健康保険組合	政府	市町	国民健康保険組合	政府
窓口	労働基準監督署	公共職業安定所	年金事務所	健康保険組合	年金事務所	市町	国民健康保険組合	市町
保険事故	業務上及び通勤途上の病気・けが・死亡		失業など		業務外の病気・けが・死亡・出産	老齢障害死亡	病気・けが・死亡・出産	
給付	療養（補償）給付 休業（補償）給付 障害（補償）給付 遺族（補償）給付 傷病（補償）年金 介護（補償）給付など	求職者給付（基本手当等）、就職促進給付（再就職手当等）など	傷害給付（療養の給付、療養費、傷病手当金、高額療養費等）、出産給付（出産育児一時金、出産手当金）、死亡給付（埋葬料等）など		老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金など	傷病給付（療養の給付、療養費、高額療養費等） 出産給付（出産育児一時金） 死亡給付（埋葬費）		老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金など
保険料の負担者	事業主		事業主と被保険者（労使で負担）			被保険者（全額自己負担）		

(3) 農業の労働保険・社会保険の適用

表Ⅶ-3 農業の労働保険と社会保険の適用

		全国農業会議所「農業の労務管理と労働・社会保険百問百答」より				
		個人事業	任意組合	農事組合法人		株式会社
				従事分量配当制	確定賃金制	
労災保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役等 任意組合の構成員、農事組合法人組合員(出資者)	特別加入(任意) ^{※1}				
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員(非出資者)及び従業員、会社法人の従業員	5人以上(強制適用) 5人未満(任意適用)		強制適用		
雇用保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役等 任意組合の構成員、農事組合法人組合員(出資者)	加入不可				
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員(非出資者)及び従業員、会社法人の従業員	5人以上(強制適用) 5人未満(任意適用)		強制適用		
医療保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役等 任意組合の構成員、農事組合法人組合員(出資者)	国民健康保険			健康	
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員(非出資者)及び従業員、会社法人の従業員	国民健康保険 ^{※2}		健康保険		
年金保険	個人事業主、任意組合の代表者、農事組合法人の代表理事、会社法人の代表取締役等 任意組合の構成員、農事組合法人組合員(出資者)	国民年金・(農業者年金(任意))			厚生	
	個人事業主の従業員、農事組合法人の組合員(非出資者)及び従業員、会社法人の従業員	国民年金 ^{※3} (農業者年金(任意))		年金 保険		

※1 特別加入制度を利用すると、従業員5人未満の事業所であっても労災保険の強制適用事業所になります。

※2 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば、健康保険が適用されます。ただし、事業主は適用されません。

※3 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば、厚生年金が適用されます。ただし、事業主は適用されません。また、厚生年金の加入者は、農業者年金に加入することはできません。